

大阪府
河内長野市
市町村コード 272167

令和5年度
市民税 特別徴収のしおり
府民税

河内長野市

税務課 市民税係

〒586-8501

河内長野市原町一丁目1番1号

TEL(0721)53-1111(代表)

FAX(0721)52-1180

はじめに

平素は、市・府民税特別徴収事務について格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、令和4年分給与支払報告書の提出については、ご多忙中にも関わらずご協力いただき、誠にありがとうございました。

さて、市・府民税の特別徴収事務を実施していただくにあたっての手引きとして、「特別徴収のしおり」を作成しましたので、ご一読いただき、今後もご理解とご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

■特別徴収についての連絡先
河内長野市役所 税務課
TEL 0721-53-1111(代表)
FAX 0721-52-1180
課税のお問い合わせ 市民税係あて

■令和5年度 市・府民税の主な改正点

特にありません。

■お知らせ

※eLTAX(地方税ポータルシステム)の『地方税共通納税システム』を利用した電子納税を希望される場合は、eLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)から手続きをお願いします(制度の詳細については同ホームページの『共通納税』の項目をご確認ください)。

【共通納税のメリット】

- ①複数の自治体へ一括して電子納税が可能(すべての都道府県、市区町村)
- ②電子申告したデータ(特徴税額通知等)を共通納税システムに引き継ぎ可能
- ③ダイレクト納付(事前登録した金融機関口座からの電子納税)が可能
- ④インターネットバンキング、クレジットカード納付等も可能
(納付方法により手数料等がかかる場合があります。)

■特別徴収と普通徴収

- (1) 特別徴収とは、給与の支払をする人が、給与の支払を受ける人(納税者)から毎月、市・府民税を徴収し、取りまとめて納入していただく制度で、その給与の支払をする人を特別徴収義務者といいます。
- (2) 普通徴収とは、市役所から納税者に直接納税通知書を送付し、納税者が自分で納付する方法をいいます。
- (3) 令和4年中に給与の支払(俸給、給料、賃金、歳費、賞与等)を受け、現在も引き続き支払を受けている人については、特別徴収の方法により市・府民税を徴収することになっています。
- (4) 特別徴収による徴収税額は、原則として、給与所得と給与所得以外の所得に対する所得割額および均等割額の合計ですが、給与所得以外の所得がある人については、申告等により、給与所得以外の所得に対する税額を普通徴収にする場合があります。

また、令和5年4月1日時点で65歳以上の方の公的年金等の所得に係る市・府民税については、公的年金からの特別徴収の対象となるため、給与からの特別徴収はできませんのでご注意ください。

■特別徴収事務

1. 納入方法

- (1) 令和5年6月から(年度途中で通知書を受け取った場合は、その通知書に徴収金額の記入されている最初の月から)令和6年5月まで、毎月給与支払の際に各人の市・府民税の月割額を徴収し、取りまとめて納入してください。
- (2) 紳税者が年度途中で当市から他の市町村へ転出されても、令和6年5月までは、引き続き当市へ納入してください。
- (3) 紳入取扱場所等については、P.3右下をご覧ください。

2. 紳期限

- (1) 紳期限は、月割額を徴収していただいた翌月10日(この日が土、日、祝休日の場合はその休日明けの日)です。
- (2) 紳期限までに納入されない場合、延滞金および督促手数料を負担していただくことがあります。必ず期限内に納めるようにしてください。
※延滞金の利率については、地方税法及び市税条例の改正により変更となる場合があります。

3. 紳期の特例

- (1) 給与の支払を受ける人が常時10人未満である場合の納入については、6月30日までに「市・府民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認の申請書」を提出し、承認を受けることにより、特別徴収額の6月分から11月分を12月10日まで、12月分から翌年5月分を翌年6月10日までの年2回に分けて納入することができます。
なお、申請書の提出が遅れ、たとえば8月に承認された場合、8月分から11月分を12月10日までに納入していただくことになりますが、6、7月分については、納期はそれぞれの翌月10日のまま変わりませんのでご注意下さい。

- (2) 申請書はホームページに掲載しております。
- (3) 承認を受けた場合は、取消の通知がない限り納期の特例を継続しますので、以後申請書を提出していただく必要はありません。

4. 退職者の一括徴収

- (1) 退職等により、残税額を給与または退職手当等から一括徴収していただいた場合は、他の納税者の月割額と合わせて納入してください。
この場合、納入書の「納入金額(1)」欄の金額を横線で抹消し、「納入金額(2)」欄に、一括徴収された税額と、他の納税者の税額との合計を記入してください。
(納入書の記入のしかた P.11参照)

(2) 退職後、納付書の送付や納付方法などで納税者にご不便をかけることを避けるために、退職される方の残税額は、できる限り退職時に一括徴収し、納入してくださるようご協力をお願いします。

(3) 1月1日から4月30日までに退職し、残税額を超える給与又は退職手当等が、5月31日までに支給される場合は、本人からの申出がなくても、必ず残税額をまとめて徴収してください。
※死亡退職は一括徴収できません。

5. 紳税者の異動

- (1) 退職、休職等により特別徴収ができなくなった場合や、転勤、転職により新しい勤務先で引き続き特別徴収を希望する場合など、納税者に異動が生じたときは、「給与所得者異動届出書」(P.8)に必要な事項を記入し、すみやかに提出(送付)して下さい。(届出書の記載のしかたP.7参照)
なお、届出書の提出がないと特別徴収義務者の滞納扱いとなり、また納税者にも、後でご迷惑がかかる原因となります。

- (2) 現在、普通徴収の納税者が就職・復職などにより特別徴収への切替を希望される場合は「特別徴収への切替依頼書」(P.9)により、ご連絡ください。

※郵送でご提出いただいた書類の控えの返送が必要な場合は、切手を貼付し、宛名を記入した返信用封筒を同封くださいますようお願いいたします。

6. 徴収税額の変更

- 徴収税額を変更した場合は「特別徴収税額の変更通知書」を送付しますので、以後の徴収は変更後の金額で行ってください。
なお、納入書については当初お送りしたものとの金額を訂正してお使いください。
※税額修正後の納入書の送付が必要な場合はお申し出ください。
(納入書の記入のしかた P.11参照)

7. 所在地・名称等の変更

特別徴収義務者が、所在地・名称等を変更された場合は「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」(P.10)により、ご連絡ください。

8. 様式のダウンロードについて

各様式は当市ホームページ(<http://www.city.kawachinagano.lg.jp/>)からダウンロードしていただくことができます。
トップページ下部にある「申請・電子サービス」の「申請・届出一覧」のページを開き、「税金」の中の「個人市民税」のカテゴリーを選択して、「市府民税各種申請書」のページをご覧ください。

■退職所得の市・府民税の特別徴収

1. 退職所得と市・府民税

(1) 退職所得とは、退職金や一時恩給など、退職に際して勤務先から一時に受ける給与、倒産のため退職せざるを得なくなった勤労者に対して弁済される未払賃金や、社会保険又は共済制度に基づいて支給される一時金（以下「退職手当等」といいます）をいいます。

(2) 市・府民税は、所得のあった年の翌年度に課税することになっていますが、退職所得にかかる市・府民税については、他の所得と分離して、所得税と同様に退職手当等の支払われる月に特別徴収していただくことになっています。この市・府民税を「分離課税にかかる所得割」といいます。

2. 対象となる人

対象となるのは、退職手当等の支払を受ける日の属する年の1月1日現在、当市内に住所のある人です。ただし、同年1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている人は除かれます。

また、死亡により支払われる退職手当等は、相続税の課税対象となるため市・府民税は課税されません。

3. 税額計算のしかた

その年中の退職手当等の収入金額から、退職所得控除額を差し引いた残額の2分の1（勤続年数5年以下の場合は例外あり）に、市民税及び府民税それぞれの税率を乗じて算出した金額の合計が分離課税にかかる所得割額です。

（1）計算式

$$(退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額) \times 1/2 = 退職所得の金額$$

※1 ※2 (1,000円未満切捨て)

※1 退職所得控除額は以下の算式により計算します。

勤続年数	退職所得控除額	
20年以下の場合	40万円 × 勤続年数 (最低80万円)	障がい者になったことにより 退職した場合は、左記により 計算した金額に100万円加 算します。
20年を超える場合	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)	

「勤続年数」に1年未満の端数がある場合は切り上げます。

※2 上記計算式の1/2は、以下の場合は適用されません。

・勤続年数5年以下の「役員等」の退職手当等 ※3

・勤続年数5年以下の「役員等」以外の者に対する退職手当等で、退職所得控除後、300万円を超える部分（令和4年1月1日以降退職分について適用）

※3 「役員等」とは、法人税法上の法人役員、国会・地方議員及び国家・地方公務員の方をいいます。

(2) 退職所得の金額 × 6% = 特別徴収すべき市民税額①

退職所得の金額 × 4% = 特別徴収すべき府民税額②

(①および②は、100円未満切捨て)

①と②を合算した額を支払を受けるべき日の属する年の1月1日に
における住所地の市町村へ納入してください。

4. 納入方法

徴収していただいた分離課税にかかる所得割額は、その月の給与所得の市・府民税月割額と合わせて、翌月の10日までに納入してください。その際、納入書の金額を訂正し、また必ず裏面の納入申告書に所要事項を記載してください（納入書の記入のしかたP.11参照）。

5. 納入取扱場所

(1) 下記金融機関の本店または支店

三菱UFJ銀行・みずほ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・関西みらい銀行
池田泉州銀行・南都銀行・紀陽銀行・徳島大正銀行・大阪信用金庫
大阪シティ信用金庫・成協信用組合・近畿労働金庫・大阪南農業協同組合
ゆうちょ銀行・郵便局（大阪府・京都府・兵庫県・滋賀県・奈良県・和歌山県
内に限る）

※ 上記の金融機関に合併・名称変更等が発生した場合、後継金融機関において納付可能な場合がありますので、該当金融機関での納付を希望される場合は市役所にお問い合わせください。

(2) 金融機関が行っている「地方税納入サービス」のご利用を希望される場合は、直接お取引先の金融機関にお問い合わせください。その際に必要となる市町村コードは「272167」です。

※ eLTAX（地方税ポータルシステム）の『地方税共通納税システム』を利用した電子納税を希望される場合は、eLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）から手続きをお願いします（制度の詳細については同ホームページの『共通納税』の項目をご確認ください）。

■課税のしくみ

1.市・府民税の納稅義務者

納稅義務者	納めるべき税金
河内長野市内に住所がある人	均等割、所得割
河内長野市内に住所はないが、事務所、事業所または家屋敷のある人	均等割

※河内長野市内に住所があるか、あるいは事業所などがあるかどうかは令和5年1月1日現在の状況で判断されます。

2.市・府民税の非課税者

- (1) 令和5年1月1日現在、生活保護法によって生活扶助を受けている人
- (2) 障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で、令和4年中の合計所得金額が135万円以下(給与所得者の年収でいうと2,044千円未満)の人

3.市・府民税の所得割・均等割が課税されない人

●均等割が課税されない人

令和4年中の合計所得金額が、 $32\text{万円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 10\text{万円} + 19\text{万円}$ 以下である人
(同一生計配偶者 + 扶養親族数)が0の場合は、上記の「+19万円」は適用無し(合計所得金額が42万円以下である人)

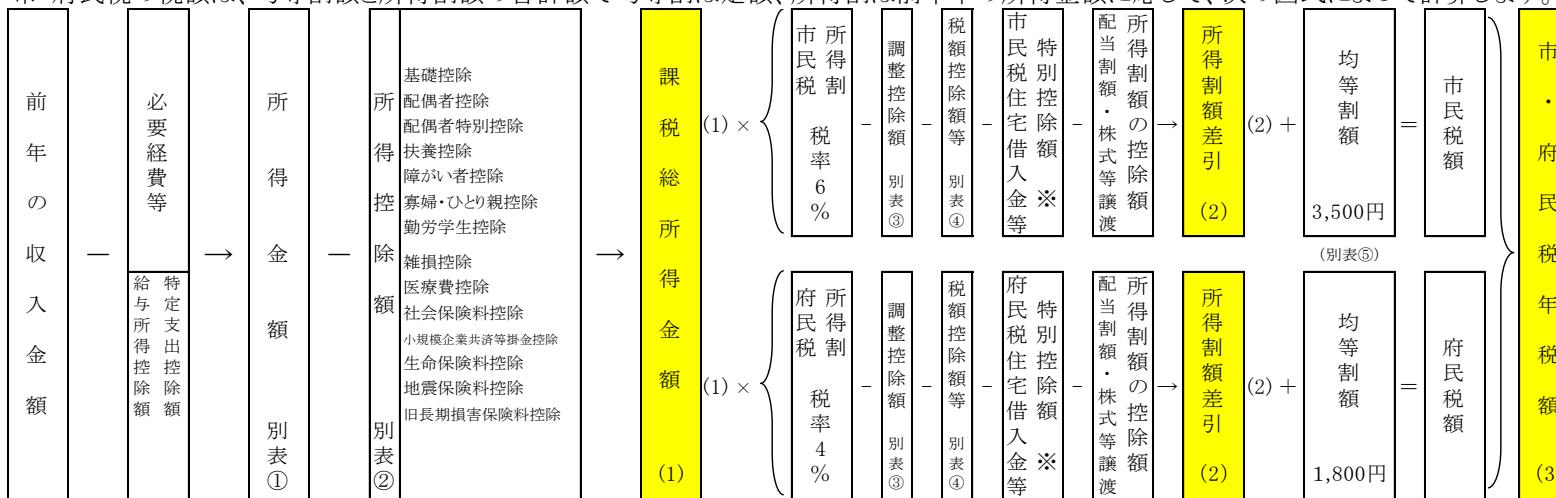
●所得割が課税されない人

令和4年中の総所得金額等の金額が、 $35\text{万円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 10\text{万円} + 32\text{万円}$ 以下である人
(同一生計配偶者 + 扶養親族数)が0の場合は、上記の「+32万円」は適用無し(総所得金額等が45万円以下である人)

■市・府民税の算出方法

[土地・建物・株式等の分離課税に係る譲渡所得、先物取引等に係る雑所得等の場合は税額の算出方法が異なります]

市・府民税の税額は、均等割額と所得割額の合計額で均等割は定額、所得割は前年中の所得金額に応じて、次の図式によって計算します。



(1) 課税総所得金額において、1,000円未満の端数は切捨てます。

(2) 差引所得割額がプラスのときは、100円未満の端数を切捨てます。また配当割額・株式等譲渡所得割額の控除額によるマイナスのときは均等割額に充当し、なお控除しきれないときは還付します。

(3) 特別徴収税額が均等割のみである場合及び均等割相当額以下である場合は最初に徴収する月にその全額を徴収します。

* 住宅借入金特別控除を受けられる方は1年目は確定申告を行ってください。2年目以降は給与所得のみで年末調整が済んでいる方の場合、勤務先より当市へ給与支払報告書が提出されていれば

手続きや申告の必要はありません。但し、給与支払報告書の摘要欄に必ず①住宅借入金等特別控除可能額、②居住開始年月日の記載が必要となります。

別表①【給与所得の速算表】

給与等の収入金額	給与所得の金額
0円～ 550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	収入金額-550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	収入金額÷4=◎ ◎×2.4+100,000円
1,800,000円～3,599,999円	(千円未満の端数切り 捨て) ◎×2.8-80,000円 ◎×3.2-440,000円
3,600,000円～6,599,999円	
6,600,000円～8,499,999円	収入金額×0.9-1,100,000円 ※
8,500,000円～	収入金額-1,950,000円

※1円未満の端数切捨て

別表③【調整控除】

- ①市・府民税の課税所得金額が200万円以下の方
 a 人的控除額の差の合計額
 b 市・府民税の課税所得金額 } いすれか小さい額×5%
- ②市・府民税の課税所得金額が200万円超の方
 { 人的控除額の差の合計額-(市・府民税の課税所得金額-200万円) } ×5%
 ※ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とします。

人的控除の差額	
障害者控除	普通 10,000
	特別 100,000
	同居特別 220,000
寡婦控除	10,000
ひとり親控除	母 50,000 父 10,000
	勤労学生控除 10,000
扶養控除	一般 50,000 特定 180,000 老人 100,000 同居老親等 130,000 基礎控除 50,000
配偶者控除、配偶者特別控除にかかる人的控除の差額	
納稅義務者の合計所得金額	
	900万円以下 900万円超～950万円以下 950万円超～1,000万円以下
配偶者控除	一般 50,000 40,000 20,000 老人 100,000 60,000 30,000
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 48万円超～50万円未満 50,000 40,000 20,000 50万円以上～55万円未満 30,000 20,000 10,000

※配偶者特別控除は、配偶者の合計所得金額55万円以上は調整控除の対象外です。

別表⑤【均等割】

東日本大震災からの復興や防災の施策に要する費用の財源を確保するための措置として、平成26年度からの市・府民税均等割額に復興特別税としてそれぞれ500円が加算されます。（平成26年度から令和5年度までの10年間の措置）

大阪府では、森林の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備に係る施策に必要な財源を確保するため、平成28年度から府民税均等割額に森林環境税として300円が加算されます。
 （平成28年度から平成31年度まで→令和2年度から令和5年度まで延長）

【所得金額調整控除（給与所得金額からの控除）】

下記(1)または(2)に該当する場合、□の額を給与所得から控除する。

- (1) 前年中の給与等の収入額が850万円を超える、
 23歳未満の扶養親族を有する
 または
 本人・同一生計配偶者・扶養親族のうち誰かが特別障害者である
 のいずれかに該当する場合、
 □ (給与収入(上限1000万円)-850万円) × 10% を控除

- (2) 前年中に 給与所得と公的年金等雑所得の両方を有する場合、
 □ 給与所得(上限10万円) + 公的年金等雑所得(上限10万円)-10万円 を控除

別表④【税額控除等】

○配当控除

配当所得に課税された場合は、次の配当控除額が控除されます。（単位：%）

種類	課税総所得金額+課税譲渡所得 金額等の合計		1,000万円以下の部分	1,000万円超の部分
	市民税	府民税	市民税	府民税
利 益 の 配 当 等	1.6	1.2	0.8	0.6
特定証券投資 信託等	外貨建等証券投資 信託以外	0.8	0.6	0.4
	外貨建等証券投資 信託	0.4	0.3	0.2
			0.15	

○寄附金控除

<対象となる寄附金>

- ・住所地の都道府県共同募金に対するもの
- ・住所地の日本赤十字社に対するもの
- ・都道府県又は市町村に対するもの（ふるさと納税）
- ・大阪府・河内長野市が条例で指定する寄附先に対するもの

<計算方法>

①基本控除額

「寄附金-2,000円」×10%

②特例控除額分（ふるさと納税のみ）

「寄附金-2,000円」×(90%-0~45%（所得税の限界税率）×1.021)

※復興特別所得税に対応する調整率

※控除対象寄附金の上限額は総所得金額等の30%です。

※②については市・府民税の所得割の20%が限度となります。

但し、総務大臣の指定を受けた都道府県・市町村への寄付分に限ります。

※限界税率とは寄附者に適用される所得税の最高税率をいいます。

※確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税にかかる寄附金控除がワンストップで受けられる特例制度があります。

平成28年度～令和5年度	
市民税均等割 (年額)	3,500円
府民税均等割 (年額)	1,800円
合計(年額)	5,300円

別表②【所得控除額一覧表】

控除の種類	控除額			控除の種類	控除額											
基礎控除	430,000円 ※ただし、合計所得金額が2450万円超～2500万円以下の場合は150,000円 2500万円超の場合は0円				■平成25年度の住民税より、生命保険料控除が改正されています。											
配偶者控除	本人の合計所得金額 900万円以下 900万円超～950万円以下 950万円超～1,000万円以下				<ul style="list-style-type: none"> ●「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」に加え、「介護医療保険料控除」が新たに設けられています。 ●平成24年1月1日以降に契約締結した生命保険契約等について、適用限度額が28,000円に変更になっています。 											
	一般的控除対象配偶者	330,000円	220,000円	110,000円												
	老人控除対象配偶者 (昭和28年1月1日以前に生まれた人)	380,000円	260,000円	130,000円												
配偶者特別控除	配偶者特別控除を受ける本人の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者(専従者を除く)の合計所得が48万円超の場合 配偶者の合計所得金額 900万円以下 900万円超～950万円以下 950万円超～1,000万円以下				<p>(1)【新制度】平成24年1月1日以後に締結した保険契約 (一般・年金・介護医療それぞれに適用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の支払保険料等</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払保険料等の全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超32,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超56,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>28,000円(上限)</td> </tr> </tbody> </table>		年間の支払保険料等	控除額	12,000円以下	支払保険料等の全額	12,000円超32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円	32,000円超56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円	56,000円超	28,000円(上限)
年間の支払保険料等	控除額															
12,000円以下	支払保険料等の全額															
12,000円超32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円															
32,000円超56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円															
56,000円超	28,000円(上限)															
	480,001円～1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円												
	1,000,001円～1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円												
	1,050,001円～1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円												
	1,100,001円～1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円												
	1,150,001円～1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円												
	1,200,001円～1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円												
	1,250,001円～1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円												
	1,300,001円～1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円												
扶養控除	■平成24年度から年少扶養親族(平成19年1月2日以降に生まれた人)に対する控除が廃止されています。 一般的控除対象扶養親族 (平成16年1月2日以降 平成19年1月1日以前に生まれた人 又は 昭和28年1月2日以降 平成12年1月1日以前に生まれた人) 330,000円 特定扶養親族 (平成12年1月2日以降 平成16年1月1日以前に生まれた人) 450,000円 同居老親等扶養親族 450,000円 同居老親等以外の老人扶養親族 (昭和28年1月1日以前に生まれた人) 380,000円				<p>(2)【旧制度】平成23年12月31日までに締結した保険契約 (一般・年金それぞれに適用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の支払保険料等</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払保険料等の全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超40,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超70,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>35,000円(上限)</td> </tr> </tbody> </table>		年間の支払保険料等	控除額	15,000円以下	支払保険料等の全額	15,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円	40,000円超70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円	70,000円超	35,000円(上限)
年間の支払保険料等	控除額															
15,000円以下	支払保険料等の全額															
15,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円															
40,000円超70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円															
70,000円超	35,000円(上限)															
					<p>※但し、平成23年12月31日以前に締結した保険契約であっても、平成24年1月1日以後に「更新」「特約の中途付加」を行った場合には更新等の日以後の保険料に対して新制度が適用されます。</p>											
					<p>(3)(1)と(2)の双方の保険料控除の適用を受ける場合 (1)新制度と(2)旧制度の双方をご契約されている方は、一般生命保険料控除と個人年金保険料控除については、①新契約のみで申告、②旧契約のみで申告、③新旧双方で申告の3通りのいずれかを選択できます。 但し、③を選択する場合は、それぞれの合計額が申告額となります、限度額は28,000円です。</p>											
障害者・寡婦勤労学生控除	各260,000円 特別障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、 療育手帳Aなど)の場合 300,000円 同居特別障害者である扶養親族 530,000円				<p>平成20年度から地震保険料控除が新設されました。損害保険料控除は原則廃止となります、が、平成18年12月31日までに契約した、「長期損害保険」(保険期間が10年以上かつ満期返戻金があるもの)については継続されます。</p>											
ひとり親控除	生計を一にする子(他の人の扶養親族に該当せず総所得金額等の合計額48万円以下)を有し、 単身者(住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合は対象外)で、 かつ合計所得金額が500万円以下の人。 300,000円				<p>地震保険料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000円以下</td> <td>支払額×1/2</td> </tr> <tr> <td>50,000円超</td> <td>25,000円</td> </tr> </tbody> </table>		支払保険料	控除額	50,000円以下	支払額×1/2	50,000円超	25,000円				
支払保険料	控除額															
50,000円以下	支払額×1/2															
50,000円超	25,000円															
雑損控除	(差引損失額－総所得金額等の合計額×10%) } いざれか多い方の (災害関連支出の金額－50,000円) 金額 ※差引損失額=損失金額－保険金等で補てんされる金額				<p>旧長期損害保険料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>5,000円超15,000円以下</td> <td>支払額×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円超</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>		支払保険料	控除額	5,000円以下	全額	5,000円超15,000円以下	支払額×1/2+2,500円	15,000円超	10,000円		
支払保険料	控除額															
5,000円以下	全額															
5,000円超15,000円以下	支払額×1/2+2,500円															
15,000円超	10,000円															
医療費控除	①(医療費支払額－保険金等で補てんされる金額)－(総所得金額等の5%と10万円とのいざれか少ない額) ②(1年間に支払った対象となるOTC医薬品の購入費用－保険金等で補てんされる金額)－12,000円 ※②は特定健診・予防接種・定期健康診断・健康診査・がん検診のうち納税義務者本人がいざれか一つ受けていること。 ①と②のどちらかを選択。(①は200万円、②は88,000円が限度)				<p>※地震保険と旧長期損害保険がセットになっている保険契約は、どちらか一方しか控除対象なりません。</p>											
社会保険料控除	令和4年中に支払った国民健康保険料、雇用保険料、その他の健康保険料、介護保険料、国民年金や厚生年金の掛金の全額															
小規模企業共済等掛金控除	令和4年中に支払った小規模企業共済法第2条第2項に規定する 第一種共済掛金、確定拠出年金法の個人年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金															

■ 給与所得者異動届出書の記載のしかた（太枠□の中だけ記入してください。）

異動届出書を市役所へ提出される日を記載してください。

異動された納税者の氏名・生年月日を記載してください。

退職などで課税年度の1月1日現在の住所と変更がある場合は、新しい現住所を記載してください。

結婚、その他で個人別明細書上の氏名から変わった場合に記載してください。

転勤などにより新しい勤務先へ行かれる場合は、その名称、所在地、電話番号を記載してください。その場合、月割額を連絡されている時は右となりの欄に税額と月を記載してください。

市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書										整理番号
受付印		(宛先) 河内長野市長		令和 年 月 日 提出	所在地 名称 （特別徴収義務者）	課係 氏名 内線	令和4年度 特別徴収指定番号 宛名番号	令和5年度 特別徴収指定番号 宛名番号		
給与所得者番号	個人番号又は法人番号	新規登録	(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収方法	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日 生		円	月分から 月分まで	月分から 月分まで	令和 年 月 日	1 転勤・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 支払少額 7 支払不定期 8 その他	① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収(本人が納付)		
新規登録	1月1日現在			円	円					
①特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）										
新しい勤務先 (特別徴収義務者)		所在地 名称 フリガナ	特別徴収指定番号 氏名 担当者 電話	法人番号	新しい勤務先へは、 月割額を 徴収し、納入するよう連絡済です。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。 受取者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載)					
※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。										
②一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）										
該当する項目に○をしてください。 1 異動年月日が1月1日以前かつ本人からの申出があつたため。 2 異動年月日が1月1日以降かつ特別徴収継続の希望がないため。 3 死亡による退職の方		微収予定額 (ウ)と同額を右欄に記入	円	左記の一括徴収した税額は 月分（翌月10日納期限）で納入します。						
該当する項目に○をしてください。 なお異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額（ウ）を一括徴収できないため。										
③普通徴収の（一括徴収しない）場合（①・②に当てはまらない場合に記入してください。）										
該当する項目に○をしてください。 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額（ウ）を一括徴収できないため。 3 死亡による退職の方										
1 本書は、特別徴収の（個人の市町村民税・道府県民税（住民税）を給与差引きしている又は特別徴収の給与支払報告書を提出した）従業員等が、異動（退職・転勤等）した場合にご提出いただく用紙です。 提出期限は、該当従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。 2 大綱枠内を記入してください。 3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。										
A B C D E F										

課税対象年度と税額通知書でお知らせしました指定番号、宛名番号を記載してください。

特別徴収することができなくなった事由で、該当するものを○で囲んでください。
1～7に該当しない事由の場合は、8その他（）内に簡単に記載してください。

年税額から徴収済税額を差し引いた残額を記載してください。

徴収していただいた月割額の合計額を記載してください。

特別徴収税額通知書の個人別明細書に記載された合計年税額を記載してください。

給与又は退職手当等のそれ
ぞれから徴収すべきものとし
て、給与の支払を受けなくなる
方が申し出た金額を記載
してください。

一括徴収予定額を何月分
で納入するかを記載してく
ださい。毎月の分と合算し
て納入してください。

受付印

市町村民税 給与支払報告書
道府県民税 特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

整理番号	
------	--

(宛先) 河内長野市長		(特 別 徴 収 義 務 者 名 称)	〒										課 係 氏 名 担 当 者 内 線	合 和 4 年 度 宛 名 番 号	特別徴収 指 定 番 号				
令和 年 月 日 提出																			
		個人番号又は法人番号																	
給 与 所 得 者 所	フリガナ	新姓			(ア) 特別徴収税額 (年税額)			(イ) 徴収済税額			(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)			異動年月日	異動の事由			異動後の未徴収 税額の徴収方法	
	氏名																		
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日 生																		
個人番号																			
住 所	1月1日 現在							円			月分から 月分まで			月分から 月分まで			令和 年 月 日	1 転勤・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 支払少額 7 支払不定期 8 その他 ()	① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)
	異動後																		

①特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先 (特別徴収 義務者)	所在地	〒			特別徴収指定期番号		氏 名 担 当 者 電 話	新しい勤務先へは、 月割額_____円を_____月分（翌月10日納期限）から 徴収し、納入するよう連絡済です。									
		フリガナ		法人番号	※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。 受給者番号												
名称		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)										1 必要 2 不要					

②一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

該当する項目に○をしてください。			徴収予定額 (「ウ」と同額) を右欄に記入			円			左記の一括徴収した税額は_____月分（翌月10日納期限）で納入します。									
1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収継続の希望がないため。																		

③普通徴収の（一括徴収しない）場合（①・②に当てはまらない場合に記入してください。）

該当する項目に○をしてください。なお異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。															
1 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額（ウ）を一括徴収できないため。 3 死亡による退職のため															

旧 特 別 徴 収 処 理 欄	4年度	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
	5年度	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検

- 注意事項等
- 本書は、特別徴収の（個人の市町村民税・道府県民税（住民税）を給与差引きしている又は特別徴収の給与支払報告書を提出した）従業員等が、異動（退職・転勤等）した場合にご提出いただく用紙です。
 - 提出期限は、該当従業員等の異動があった月の翌月10日までです。**従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
 - 太線枠内を記入してください。
 - 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

A	B	C	D	E	F

※	課税台帳	D・B	処理日
処理事項			/

特別徴収への切替依頼書

令和 年 月 日 (宛先)河内長野市長	給与 (特別徴収義務者) 支払 者	名称	特別徴収 指定番号	担当者	
		所在地			〒
法人番号					氏名
					電話

下記の者について _____ 月分(翌月10日納期限)から特別徴収を希望します。

給 与 所 得 者	フリガナ			生年月日	S・H	年 月 日	普通徴収通知書番号		
	氏 名						普通徴収年税額	円	
	1月1日 現在の住所	河内長野市		普通徴収税額はア.		期分まで納付済です。			
	現 住 所			イ. 全額未納です。 (ア・イどちらかに○をつけてください。)					

切替理由(○をつけてください)	注意事項	①二重納付を防止するため、普通徴収での納付の有無を必ず本人に確認してください。
入社(就職)したため		②過年度該当分は、特別徴収への切替はできません。
正社員になったため		③前職で一括徴収済、普通徴収で全額納付済、非課税などで、残税額がない場合は特別徴収への切替はできません。
復職したため		④普通徴収の納期が過ぎた税額については、特別徴収への切替はできません。 【1期分=6月末日、2期分=8月末日、3期分=10月末日、4期分=翌年1月末日】 ※納期が土曜日の場合は翌々日、日祝日の場合は翌日が納期になります。
その他()		

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

令和 年 月 日 (宛先)河内長野市長	特別徴収義務者	所在地													連絡者の 係及び氏 名並びに 電話番号	指定番号						
		名称														係						
		代表者の 職氏名印														氏名						
		法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		13	14	15	16	17	18	19

○変更事項のみ記入してください。 ○誤読をさけるために必ずフリガナを記入してください。

○訂正・誤りがある場合も、この用紙を利用してご連絡ください。

事項	変更前	変更後	
フリガナ			
所在地	〒 一	〒 一	
フリガナ			
名称			
電話	()	()	
備考		変更年月日	令和・平成 年 月 日

◎特別徴収事務に係る書類の送付について、上記以外の場所を希望される場合には、下欄に送付先の名称・所在地等を記入してください。

送付先	フリガナ		フリガナ	
	所在地	〒 一	名称	
			電話	()

■ 納入書の記入のしかた

〈表面〉

河内長野市		市民税 府民税		納入済通知書		(公)							
市町村コード		口座番号		加入者名									
2 7 2 1 6 7		00920-1-960159		河内長野市会計管理者									
年月分		指定番号		納入金額(1) 円									
				億	千	百	十	万	千	百	十	円	
※納入すべき金額が右の納入金額 (1)の欄の金額と異なるときは、納入 金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金 額(2)の欄に記入してください。		納 入 金 額		総 合 支 括 徴 收 分 成 す る 退 職 所 得 分 延 滞 金		督 促 手 数 料		(2)		合 計 額			
納期限 年月日													
取りまとめ店													
大阪貯金事務センター (〒539-8794)													
領 收 日 付 印		(特別徴収義務者)		住 所 〒						納			
				又は 所在地									
				氏 名 又は 名 称									

上記のとおり通知します。(受付店→三菱UFJ銀行河内長野支店(取りまとめ店)→市町村)(市町村保管)

納入書の年月欄をご確認いただき、
翌月の納期限(下方に記載)まで
に納入してください。

この納入金額に変更がなけれ
ば、下欄には記入せずに納め
てください。

税額に変更のあった場合や退職
等により残税額を一括徴収して
いただいた場合など、納入金額
を訂正されるときは、(1)の金額を
横線で抹消し、この欄に正しい金
額を記入してください。

退職等により、退職所得にかかる
分離課税の所得割を納める
場合は、この欄にその金額を記
入してください。
なお、必ず裏面の納入申告書
に退職者の明細を記入してく
ださい。(給与分の退職等による
一括徴収分は記入しないでく
ださい。)

納入金額(2)の欄に記入したとき
は、合計額も忘れず記入してく
ださい。

○用紙を折ったり曲げたり、汚したりしないでください。

○黒のボールペンで記入してください。

○数字は記入例に従って、所定のワクからはみ出さないように
記入してください。

○金額の￥記号は絶対に記入しないでください。

○まとめて複数月分を納付される場合は、債権管理係まで連絡してく
ださい。連絡がない場合は、督促状が届くことがあります。

〈裏面〉

市民税 府民税		納入申告書					
(宛先) 河内長野市長		年 月 日					
(受付印) (特別徴収義務者) 住 所 は 〒 所 在 地							
氏 名 又 は 名 称 電 話 番 号 法 人 番 号							
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により下記の とおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。							
退職手当等支払金額		年	月 分	人 員			
特別徴収税額		市 民 税					
		府 民 税					
住所		住所					
氏名		氏名					
勤続年数	年	退職日		勤続年数	年	退職日	
支払金額		円		支払金額		円	
市民税		円		市民税		円	
府民税		円		府民税		円	

納入する年月分を記入してくだ
さい。

退職手当等から特別徴収した人
数を記入してください。

人数欄に記入した人の退職手
当等の支払金額の合計を記入
してください。

人数欄に記入した人の市民税・
府民税それぞれの合計額を記入
してください。

退職金受給者の住所・氏名・勤続年
数・支払金額・市民税・府民税につ
いてそれぞれ記入ください。

*退職金受給者が3名以上の場合は、別途「退職手当等に係る市民税・府民税特別徴収税額納
入内訳書」を提出してください。

用紙が必要な場合は、税務課までご連絡ください。ホームページからもダウンロードできます。

良 い 例 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

悪 い 例 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

